

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

西郷村教育委員会

西郷村では、特別支援学級に通う児童・生徒の保護者に対し学用品費等の一部助成を行っています。助成を希望される場合、入学後に各学校より配布される特別支援教育奨励費に係る「収入額・需要額調書」への記入の上、在籍する学校へ提出をお願いいたします。

支給対象経費に関しては、下表を参照してください。なお、下表の項目のうち、①及び②の支給につきまして、購入した際の領収書等を提出していただく必要がありますので大切に保管しておいてください。

詳しくは、西郷村教育委員会・学校教育課までお問い合わせください。

＜支給額一覧＞（支給額については国の決定に基づき毎年変更になる場合もあります。）

【参考：令和7年度】

項 目		支給額（年額）		備 考	保護者が用意する書類等
		小学生	中学生		
①	学用品・通学用品購入費	5,820円 (限度額)	11,370円 (限度額)	実費の1/2の額	領収書等 (裏面参照)
②	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	28,530円 (限度額)	31,500円 (限度額)	実費の1/3の額 1学年のみ（途中転入者は対象外）	領収書等 (裏面参照)
③	校外活動等参加費 (宿泊あり)	1,845円 (限度額)	3,105円 (限度額)	実費の1/2の額	
④	校外活動等参加費 (宿泊なし)	800円 (限度額)	1,155円 (限度額)	実費の1/2の額	
⑤	修学旅行費	10,790円 (限度額)	28,860円 (限度額)	実費の1/2の額 ※班別行動等の昼食代を除く	
⑥	体育実技用具費 (柔道着)		3,825円 (限度額)	実費の1/2の額	領収書等 (裏面参照)
⑦	交流及び共同学習 交通費	交通費の全額 または半額	交通費の全額 または半額	全額：（第1・2区分） 半額：（第3区分）	

※世帯の前年所得により支給できない場合があります。

また、就学援助を受給されている方は、特別支援教育就学奨励費の対象となりません。

※援助費は、各学期末（8月、1月及び3月）に当該月分までが支給されます。

～～特別支援教育就学奨励費に関する問い合わせ先～～

西郷村教育委員会学校教育課 電話（０２４８）２５－２３７０

<学用品・通学用品等について>

①支給対象具体例

項 目	支給対象となるもの	支給対象とならないもの
学用品・通学用品 購入費	a. ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類 b. 教材代 c. 体育用靴、ジャージ、体操着、水泳用具 d. 上履き、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子 e. レインコート	f. マスク、ティッシュ
新入学児童生徒 学用品・通学用品 費購入費	g. ランドセル、カバン、制服 h. 上履き、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子 i. レインコート	j. 靴下、下着類

②支給に必要な書類（提出時期につきましては、入学後に学校を通してお知らせいたします。）

・原則として、保護者から提出のあった領収書によって経費を確認し、支給します。

※教材費等の中から学校でまとめて購入したものについては、その金額を確認できる学校の書類をもって領収書に代えることとしますので、保護者が領収書を提出する必要はありません。

③領収書の範囲等

・領収書とは、購入日、購入品目、購入価格が記載されたもので、保護者等が購入先から受領したものをいいます。

・レシートやクレジットカードの支払明細書を領収書に代えることができます。これらの書類は写しでも差し支えありません。ただし、何を購入したかを必ず明記の上、ご提出ください。

④支給対象となる物品の購入時期等

・支給対象となるのは当該年度中に購入されたものに限りませんが、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、前年度3月までに購入されたものでも対象となります。